

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直り支援について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

立ち直りには、周りの人の応援や地域に「居場所」があることが大きな後押しになります。受け入れ、支えるために、何ができるのか、皆さんで考えてみませんか。

立ち直りを支える人たち

▼保護司…市内38人 ▼更生保護女性会員…市内185人 ▼協力雇用主会員…保護区内24人
問 生活福祉課 (☎62・1038)



7月11日～20日 夏の交通安全市民運動

この時期は、暑さや外出の疲れにより、運転者や歩行者の注意力が散漫になりがちになることから交通事故の発生が心配されます。一人一人が

交通安全意識を高め、安全運転を実践しましょう。

運動重点

▼子どもをはじめとする歩行者の安全の確保 ▼高齢運転者などの安全運転の励行 ▼飲酒運転などの危険運転の防止

◆県内一斉交通大監視

時 7月15日(水) 7時30分～8時30分

場 市内主要交差点

問 ぐらし安心課 (☎62・1010)



7月1日～10日 夏の安全なまちづくり県民運動

県内の刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、空き巣や自動車盗などは依然として多発しています。また、特殊詐欺による被害も発生しています。一人一人が高い防犯意識を持ち、外出時はもちろん、在宅時でも家の鍵をかけるなど身近な対策を実践していきましょ。

運動重点

▼住宅を対象とした侵入盗の

防止 ▼自動車盗の防止 ▼特殊詐欺の被害防止 ▼子どもと女性の犯罪被害防止

問 ぐらし安心課 (☎62・1010)



7月10日(金)から法務局で自筆証書遺言書保管制度が始まります

自筆証書遺言を作成した本人が法務局(本局・支局)に遺言書の保管を申請することができ、遺言書を利用すると、紛失、亡失、他人による破棄や改ざんなどを防止することができ、遺言者だけでなく相続人や受遺者などにもメリットがあります。詳しくは、法務省HPをご覧ください。

問 名古屋法務局刈谷支局総務課 (☎21・0086)



税務相談 はじめます!

完全予約制

時 7月16日(休)から毎月第3木曜日 13時～15時30分 (1組35分以内)

場 ぐらし安心課相談室

内 相続税、贈与税、所得税など国および県税一般に関する相談を東海税理士会所属の税理士が受け付けます。

※法人からの相談は対象外です。また、市民税や固定資産税など、市税については税務課にお問い合わせください。

対 市内在住または市内に土地・家屋を所有する個人

申問 電話 (62-1058) でぐらし安心課へ。

